

\*\*\*\*\*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* 令和 5 年第 5 回鹿沼市議会定例会議案説明書 \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*



令和5年第5回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第31号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和5年4月25日戸張町地内の市道上において、職員が運転する軽乗用自動車、鹿沼合同タクシー株式会社所有のタクシーに接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を94,545円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第32号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和5年4月18日緑町3丁目地内の市道上において、市内在住者所有の普通乗用自動車が行中、グレーチング蓋の外れた側溝にタイヤが落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を191,793円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第31号と同じ。

◎ 報告第 3 3 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 5 年 5 月 1 9 日北半田地内の清洲簡易郵便局駐車場において、職員が運転する軽貨物自動車が進んだ際、同郵便局の手すり及び外壁に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を 2 5 0, 0 0 0 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 3 1 号と同じ。

◎ 報告第 3 4 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 5 年 7 月 7 日鹿沼市役所正面駐車場において、職員が小型乗用自動車から降りるために開けたドアが、市内在住者所有の普通乗用自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を 1 8 2, 8 8 6 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 3 1 号と同じ。

◎ 報告第 3 5 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 5 年 7 月 1 5 日下沢引田農村公園において、公園内の木が倒れ、隣接する株式会社カルックス所有のフェンスに接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を 2 0 6, 6 9 0 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 3 1 号と同じ。

◎ 報告第36号 令和4年度鹿沼市継続費精算報告について

令和元年度から4か年継続事業として実施した新庁舎整備事業が令和4年度をもって終了したので報告するものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第145条 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（中略）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

第3項 省略

◎ 報告第37号 令和4年度鹿沼市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。

(参照条文) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

第2項から第7項まで 省略

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

第2項及び第3項 省略

- ◎ 認定第 3 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 4 号 令和 4 年度鹿沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 5 号 令和 4 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 6 号 令和 4 年度鹿沼市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 7 号 令和 4 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 8 号 令和 4 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 9 号 令和 4 年度鹿沼市清洲財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度一般会計予算は、当初以来 1 2 次にわたる補正を行った結果、予算総額は 52,074,211,745 円となり、これに対して決算額は、歳入において 48,654,681,018 円、歳出において 46,433,358,153 円、歳入歳出差引額 2,221,322,865 円であり、実質収支において 1,244,512,630 円の黒字決算となったものである。

なお、歳入歳出差引額と実質収支の差額は、継続費及び繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源 976,810,235 円である。

この予算の執行に当たっては、引き続き厳しい財政の実態を認識し、極力、経費節減に努めながら、第 8 次鹿沼市総合計画「花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち」の初年度として、着実な推進を目指すとともに、令和 3 年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策である予防接種の推進を始め、物価高騰に対する生活支援、経済対策を推進し、議決された予算の目的達成を図るよう努めた結果、歳出予算における執行率は 89.2 パーセント、翌年度への繰越事業を含めると 91.0 パーセントであり、行政需要に 대응できる

執行を成し遂げたと信ずるものである。

なお、監査委員から別冊「令和4年度鹿沼市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書」において意見が付されているとおり、引き続き健全な行財政運営を推進するとともに、指摘の点については、十分留意する考えである。

また、各特別会計とも実質収支において黒字決算となり、行政目的を達し得たものと確信するものである。

(参照条文) 地方自治法

第233条 第1項及び第2項 省略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

第4項から第7項まで 省略

◎ 議案第107号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）について

歳入については、地方交付税、国県支出金、寄附金、繰越金等の増減額を計上し、歳出については、一般管理関係職員給与費、ふるさと納税推進事業費、かぬま・あわの振興基金積立金、障害者自立支援事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を2,403,644,000円の増とし、予算総額を44,184,900,000円とするものである。

なお、債務負担行為及び地方債の補正については、それぞれ第2表及び第3表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第108号 令和5年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

歳入については、繰入金及び繰越金の増減額を計上し、歳出については、国民健康保険事務費、予備費等の増額を計上したもので、この補正額を462,054,000円の増とし、予算総額を9,918,054,000円とするものである。

（参照条文） 議案第107号と同じ。

◎ 議案第109号 令和5年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

（参照条文） 議案第107号と同じ。

◎ 議案第110号 令和5年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

歳入については、繰入金、繰越金等の増減額を計上し、歳出については、介護給付費準備基金積立金、償還金等の増額を計上したもので、この補正額を389,536,000円の増とし、予算総額を8,919,536,000円とするものである。

（参照条文） 議案第107号と同じ。

◎ 議案第111号 令和5年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

歳入については、繰越金、諸収入等の増減額を計上し、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金及び予備費の増額を計上したもので、この補正額を39,404,000円の増とし、予算総額を1,336,404,000円とするものである。



(参照条文) 議案第107号と同じ。

- ◎ 議案第112号 令和5年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算（第1号）  
について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

(参照条文) 議案第107号と同じ。

- ◎ 議案第113号 令和5年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第1号）  
について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

(参照条文) 議案第107号と同じ。

- ◎ 議案第114号 令和5年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第2号）  
について

固定資産購入費において、下水道企業会計システム及び下水道台帳システム  
機器更新に係る債務負担行為を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第107号と同じ。

◎ 議案第 1 1 5 号 損害賠償の額の決定及び和解について

令和元年東日本台風により被災した農地の復旧工事において、令和 3 年 4 月 2 3 日に締結した工事請負契約に基づく工事請負代金の支払いの遅延により生じた相手方の損害に対し、損害賠償の額を 5, 1 3 5, 3 0 0 円とし、和解するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号から第 1 1 号まで 省略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(中略)、和解(中略)、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

第 1 4 号及び第 1 5 号並びに第 2 項 省略

◎ 議案第 1 1 6 号 辺地に係る総合整備計画の変更について

令和 4 年 1 2 月 1 9 日議案第 9 3 号として議決を得た西大芦辺地に係る総合整備計画及び令和 4 年 3 月 2 2 日議案第 1 7 号として議決を得た上・中粕尾辺地に係る総合整備計画について、辺地における計画事業を変更するためのものである。

(参照条文) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

第 2 項から第 7 項まで 省略

8 前各項の規定は、第 5 項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ 議案第 1 1 7 号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

令和 6 年 4 月 1 日から本市が退職手当支給事務等を共同処理することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 2 8 6 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（中略）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

第 1 項ただし書及び第 2 項 省略

第 2 9 0 条 第 2 8 4 条第 2 項、第 2 8 6 条（中略）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

◎ 議案第 1 1 8 号 工事請負契約の締結について

令和 5 年度鹿沼運動公園陸上競技場トラック改修工事の事後審査型条件付き一般競争入札を去る 1 0 月 2 5 日に行い、その結果、日本体育施設株式会社関東営業所が 298, 078, 000 円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号から第 4 号まで 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第 6 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得  
又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）

第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

◎ 議案第119号 指定管理者の指定について

市民プールを除く千手山公園の指定管理者として、一般社団法人鹿沼市観光協会を指定するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第244条の2 第1項及び第2項 省略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下（中略）「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第4項 省略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第7項から第11項まで 省略

◎ 議案第120号 指定管理者の指定について

屋台のまち中央公園の指定管理者として、一般社団法人鹿沼市観光協会を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第119号と同じ。

◎ 議案第 1 2 1 号 指定管理者の指定について

水田作近代化施設のうち大規模乾燥調製貯蔵施設の指定管理者として、上都賀農業協同組合を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 1 1 9 号と同じ。

◎ 議案第 1 2 2 号 指定管理者の指定について

大規模乾燥調製貯蔵施設を除く水田作近代化施設の指定管理者として、有限会社農業生産法人かぬまを指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 1 1 9 号と同じ。

◎ 議案第 1 2 3 号 指定管理者の指定について

粕尾ふれあいの郷交流施設の指定管理者として、粕尾ふれあいの郷づくり推進協議会を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 1 1 9 号と同じ。

◎ 議案第 1 2 4 号 指定管理者の指定について

かぬま手づくりの里の指定管理者として、かぬま手づくりの里運営委員会を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 1 1 9 号と同じ。

◎ 議案第 1 2 5 号 指定管理者の指定について

出会の森総合公園及び出会の森親水公園の指定管理者として、特定非営利活動法人出会の森管理協会を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 1 1 9 号と同じ。

◎ 議案第 1 2 6 号 指定管理者の指定について

水源地域振興拠点施設の指定管理者として、株式会社スノーピークを指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 1 1 9 号と同じ。

◎ 議案第 1 2 7 号 指定管理者の指定について

市民情報センター及び文化活動交流館の指定管理者として、宮ビルサービス株式会社を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 1 1 9 号と同じ。

◎ 議案第 1 2 8 号 指定管理者の指定について

鹿沼運動公園及び自然の森総合公園の指定管理者として、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 1 1 9 号と同じ。

◎ 議案第 1 2 9 号 指定管理者の指定について

鹿沼体育施設グループとして、御殿山公園、台の原公園、千手山公園のうち市民プール及び鹿沼市体育館の指定管理者として、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 1 1 9 号と同じ。

◎ 議案第 1 3 0 号 指定管理者の指定について

栗野体育施設グループとして、栗野総合運動公園、栗野勤労者体育センター、栗野トレーニングセンター及び栗野 B & G 海洋センターの指定管理者として、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 1 1 9 号と同じ。

◎ 議案第 1 3 1 号 指定管理者の指定について

図書館東分館の指定管理者として、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 1 1 9 号と同じ。

◎ 議案第 1 3 2 号 鹿沼市指定金融機関の指定について

本市指定金融機関株式会社足利銀行の指定期間が令和 6 年 3 月 3 1 日をもって満了となるので、引き続き同銀行を指定するためのものである。

(参照条文) 地方自治法  
第 2 3 5 条 第 1 項 省略  
2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、

市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令

第168条 第1項 省略

2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

第3項から第8項まで 省略

- ◎ 議案第133号 鹿沼市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用する同法の条項等を整理するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略

- ◎ 議案第134号 鹿沼市交通安全対策条例の一部改正について

鹿沼駅前自転車駐車場の管理方法の見直しを行うためのものである。

(参照条文) 議案第133号と同じ。



◎ 議案第 1 3 5 号 鹿沼市長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について

令和元年東日本台風により被災した農地の復旧工事における工事請負代金の支払いの遅延により、公務に対する信用を損ねたことの影響を鑑み、市長及び副市長の令和 6 年 1 月から 3 月までの期間における給料月額について、それぞれ 1 0 0 分の 3 0 に相当する額を減額するためのものである。

(参照条文) 議案第 1 3 3 号と同じ。

◎ 議案第 1 3 6 号 鹿沼市手数料条例等の一部改正について

住民票の写し、税に関する証明書等の交付手数料及び督促手数料の額を引き上げるためのものである。

(参照条文) 議案第 1 3 3 号と同じ。

◎ 議案第 1 3 7 号 鹿沼市体育館条例等の一部改正について

体育施設の使用料の額を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第 1 3 3 号と同じ。

◎ 議案第 1 3 8 号 鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当支給条例の一部改正について

在宅要介護高齢者介護手当の額を引き上げるとともに、介護の実績に応じて手当を支給することができるようにするためのものである。

(参照条文) 議案第 1 3 3 号と同じ。

◎ 議案第 1 3 9 号 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正  
について

一般家庭の粗大ごみ及び事業系ごみの処理手数料の額を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第 1 3 3 号と同じ。

◎ 議案第 1 4 0 号 鹿沼市大芦川流域の生活環境等の保全に関する条例の  
制定について

大芦川流域における市民の平穏な生活にとって特に迷惑となる行為の規制に関し必要な事項を定めることにより、大芦川流域の良好な生活環境及び豊かな自然環境の保全を図るためのものである。

(参照条文) 議案第 1 3 3 号と同じ。

◎ 議案第 1 4 1 号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額の見直しを行うとともに、出産被保険者の産前産後期間における国民健康保険税を免除するためのものである。

(参照条文) 議案第 1 3 3 号と同じ。

◎ 議案第 1 4 2 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正について

関係省令等の一部改正に伴い、蓄電池設備の設置基準を見直すとともに、固体燃料を使用する厨房設備を設置する際の安全確保に必要な距離を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第133号と同じ。

◎ 議案第143号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員川島恵美子氏が令和6年3月31日をもって任期満了となるので、新たに湯澤晴美氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第6条 第1項及び第2項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第4項から第8項まで 省略

◎ 議案第144号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員小太刀良男氏が令和6年3月31日をもって任期満了となるので、新たに大川幸子氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第143号と同じ。

◎ 議案第145号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員宇賀神文恵氏が令和6年3月31日をもって任期満了となるので、新たに吉高神勇氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第143号と同じ。

◎ 議案第146号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員渡邊雅紀氏が令和6年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第143号と同じ。

◎ 議案第147号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員吉井和夫氏が令和6年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第143号と同じ。

◎ 議案第148号 鹿沼市教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員平野美恵氏が令和5年12月4日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命するためのものである。

(参照条文) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条 第1項 省略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第3項から第5項まで 省略

